

『許認可等の統一的把握』を チェックする

—規制改革の基盤となるデータベースとして再構築せよ—

熊谷 哲 くまがい さとる

政策シンクタンク PHP 総研 政治経済研究センター
主席研究員

Talking Points

1. 規制改革の必要性が強調される一方で、わが国の規制の全体像を網羅的に捉えている資料は極めて少ない。総務省行政評価局が1985年から公表している「許認可等の統一的把握」は、規制に関するデータを提供する貴重な存在である。
2. わが国の規制改革は、行政のスリム化や国民負担の軽減をはかるために許認可等のあり方を見直すところから始まった。今日においても、個々の許認可手続きの見直しが規制改革の主要な取り組みとなっている。そうした許認可の実態を把握するために統一的把握の仕組みが設けられた。
3. だが、「規制の事前評価」や「規制に係る総括的報告」といった他の取り組みと比較すると、規制改革との連動性、把握の正確性、基礎資料としての十分性のいずれをとっても欠落しているところが見受けられる。当初の期待に応えているとは到底言いがたい。
4. 規制改革の機運が高まっている今こそ、許認可の統一的把握を再構築するとともに、半ば不透明感のある個々の規制を「見える化」する方策として活用すべきである。そこで、具体的に5つの改革を提案する。これにより、規制のあり方を適時適切にコントロールしていくための基礎的データベースの役割を果たし、引いては生産性の高い政府づくりに貢献することが望まれる。

1. はじめに

総務省行政評価局は今年3月に、2012年3月31日時点における国の許認可等の状況をまとめた「許認可等の統一的把握」（以下、統一的把握）の結果を公表した¹。前回（2009年3月31日時点）から3年ぶりの調査で、許認可等の総数やこの間の増減などが明らかにされている。

第二次安倍政権の発足以来、「規制改革こそ成長戦略の一丁目一番地」と取り上げられる²一方で、規制の全体像を網羅的に捉えている資料は極めて少ない。そうした中で20年以上続いてきた統一的把握は、規制に関するデータを提供する貴重な存在ではあるが、政府内の担当者のごく一部の研究者に知られているだけで一般にはほとんど知られていないだろう。そこで、統一的把握の実態を調査し、その把握および公表方法の改善策を探りたい。

2. 許認可の統一的把握の概要

（1）経緯・背景

統一的把握は、1985年9月の閣議決定³によって、総務庁が各省庁の協力を得て実施することとなった。続く12月の閣議決定⁴において、統一的把握の作業については1985年度末を目途に終了し、以降、毎年1回必要な補正を行うこととされ、総務省発足後も受け継がれ今日に至っている。

当時を振り返ると、三公社民営化や赤字国債ゼロ提言を行った第二次臨時行政調査会（以下、第二臨調）では、「許認可等による規制監督行政は、絶えず社会・経済情勢等の変化に適合したものとする必要があり、国民全体の利益を図る見地に立って、行政の責任領域の見直しの観点からはもとより、国民負担の軽減、行政事務の簡素合理化、民間活力の助長等の観点からも整理合理化を推進する必要がある⁵」とされ、「（許認

可等の）新設に当たってその必要性等について厳格な審査を行うとともに、既存のものについても常時整理合理化を図る仕組み⁶が提言されるなど、抜本的な規制監督行政の転換が求められていた。

第二臨調の後に設置された臨時行政改革推進審議会（以下、行革審）は、第二臨調の改革姿勢を踏襲し、「許認可等の定期的見直し及び新設の抑制については、臨時行政調査会答申の趣旨に沿って推進を図ることが重要であり、各省庁において、自主的な審査、見直しを強化するとともに、総務庁においては、各省庁の協力を得て、速やかに次の措置をとる必要がある」として、

- ① 許認可等の総数などの実態を統一的に把握すること
- ② 許認可等を定期的に見直す仕組みを確立すること
- ③ 国民の負担軽減、行政事務の簡素・合理化及び民間活力の助長の観点に立ち、統一的基準を作成するなど、許認可等の新設について審査する仕組みを確立すること

との方針を示した⁷。これが、先述の閣議決定に結びついたのである。

（2）把握の手法

この統一的把握においては、対象となる許認可は「国民（個人及び法人）の申請、出願等に基づき、行政庁が行う処分及びこれに類似するもので、法律、政令、省令及び告示において、許可、認可、免許、承認、検査、登録、届出、報告等の用語を使用しているもの」とされており、その用語については「許認可等の実態の統一的把握基準」によって示されている⁸。

また、その数え方については、①許認可等の根拠法令の項（項に細分されていない場合は条）ごとに1事項として数える、②同一の項のうちに用語の異なる数個の許認可等の根拠が規定されている場合は、用語の異なるごとにそれぞれ1事項として数える、など5項

1 総務省行政評価局『許認可等の統一的把握の結果について』（2013年3月）

2 安倍晋三総理大臣「成長戦略第3弾スピーチ」（内外情勢調査会、2013年6月25日）

3 「当面の行政改革の具体化方策について」（1985年9月24日閣議決定）

4 「昭和61年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について」（1985年12月28日閣議決定）

5 臨時行政調査会「行政改革に関する第五次答申（最終答申）」（1983年3月）第5章

6 同前。()部は筆者註

7 臨時行政改革推進審議会『行政改革の推進方策に関する答申』（1985年7月）第3部I・2-(2)

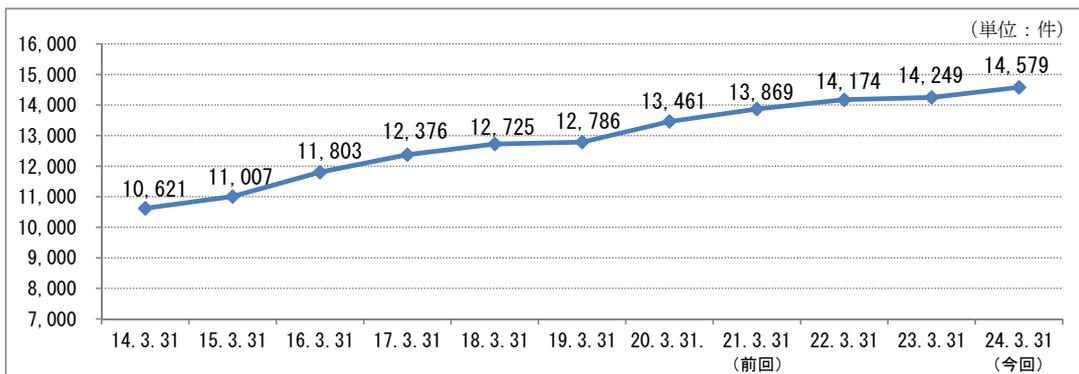
8 前掲『許認可等の統一的把握の結果について』参考(3)

図表1 許認可等の総数

	把握時点	許認可等の総数	増減数	増加数	減少数
(今回)	平成24年3月31日	14,579件	710件	1,140件	430件
	平成23年3月31日(参考)	14,249件			
	平成22年3月31日(参考)	14,174件			
(前回)	平成21年3月31日	13,869件			

(出所『許認可等の統一的把握について』より)

図表2 許認可等総数の推移



(出所『許認可等の統一的把握について』より)

目の基準によって示されている⁹。

(3) 把握結果の公表

許認可は以下の3つの観点で取りまとめられ、把握結果がそれぞれ示されている。

①件数

国の許認可の総数と前回調査からの増減、その基となっている増加分と減少分の状況、中央省庁再編移行後の総数の推移、さらに府省別の許認可等件数が示されている。(図表1、図表2)

②用語の分類別の内訳

規制の手段としての許認可を、「用語に着眼し、権利を制限し、又は義務を賦課する程度に応じ分類」し、その強弱によって次の3つに類型化されている。

- ・強い規制：一般的な禁止を特定の場合に解除する行為、特定の権利等を設定する行為等(用語:許可、認可、免許、承認、指定、承諾、等)

- ・中間の規制：特定の事実や行為が、あらかじめ定められた基準等を満たしているか否かを審査・判定し、これを公に証明する行為等(用語:認定、確認、証明、認証、試験、検査、検定、登録、審査等)
 - ・弱い規制：一定の事実を行政庁に知らせるもので、行政庁は原則として記載事項を確認し、受理することとまるもの等(例:届出、提出、報告等)
- この分類に基づき、分類別の件数、用語分類別の許認可等の推移などが示されている。(図表3)

③根拠法令別件数

法律、政令、省令、告示別に分類した許認可数、許認可等が規定されている法令・告示数、さらに府省別の内訳が示されている。

この他、許認可等の新設・廃止の状況(法律のみ)と、その主な例が示されている。(図表4、図表5)

9 同前

図表3 許認可等の用語分類別件数

(単位：件、%)

把握時点	強い規制 許可、認可、指定等	中間の規制 認定、検査、登録等	弱い規制 届出、提出、報告等	その他 書換、更新等	計
平成 24 年 3 月 31 日 現在 (今回)	4,799 (32.9)	1,917 (13.1)	7,176 (49.2)	687 (4.7)	14,579 (100)

(注) 四捨五入の関係で割合の合計値が 100%にならない。

(出所『許認可等の統一的把握について』より)

図表4 許認可等の根拠法令別件数

(単位：件、%)

把握時点	法律	政令	省令	告示	計
平成 24 年 3 月 31 日 現在 (今回)	10,418 (71.5)	484 (3.3)	3,353 (23.0)	324 (2.2)	14,579 (100)

(出所『許認可等の統一的把握について』より)

図表5 許認可等規定法令数

区分	法律	政令	省令	告示	計
法令数	507	112	522	97	1,238

(出所『許認可等の統一的把握について』より)

3. 許認可の統一的把握のチェック

わが国の規制改革の起源は、行政のスリム化、国民負担の軽減といった国内的要因から始められた「許認可」等の見直しに求められる¹⁰。と同時に、個々の許認可手続きの見直しが今日の規制改革の主要な取り組みのひとつともなっている。その許認可に着目し、統一的把握の仕組みが要請されたのは、前述の通り「許認可等の定期的見直し及び新設の抑制」のために「許認可等の総数などの実態を統一的に把握すること」にある。言わば、規制改革の進捗を捕捉するための、あるいは政策立案の際に規制改革の視点の浸透度を見るための、基礎的な資料となることが求められていたのである。

その当初の期待に、今日の統一的把握は十分応えられているだろうか。1985年当時に確立した手法のま

まで、機械的に補正を重ねてはいないだろうか。許認可数の推移に重きを置く統一的把握の内容を見ると、そのような疑問がわいてくる。

そこで、統一的把握の実像をつかむため、その内容を検証する。といっても、内容を読み解くばかりでは自ずから限界があることから、同じく規制改革の要請を受けて実施されてきた①規制の事前評価、②規制に係る総括的報告、それぞれとの比較によって相違点を明らかにしたい。これにより、規制改革との連動性、把握の正確性、基礎資料としての十分性について、一定程度評価できるものとする。

3-1. 規制の事前評価との比較

(1) 規制の事前評価と統一的把握との関係

各府省が規制の新設・改廃を行おうとする際には、その目的と内容および必要性を明らかにするとともに、

10 久保田正志「規制改革の経緯と今後の展望」(『立法と調査 299号』参議院、2009年12月) p.3

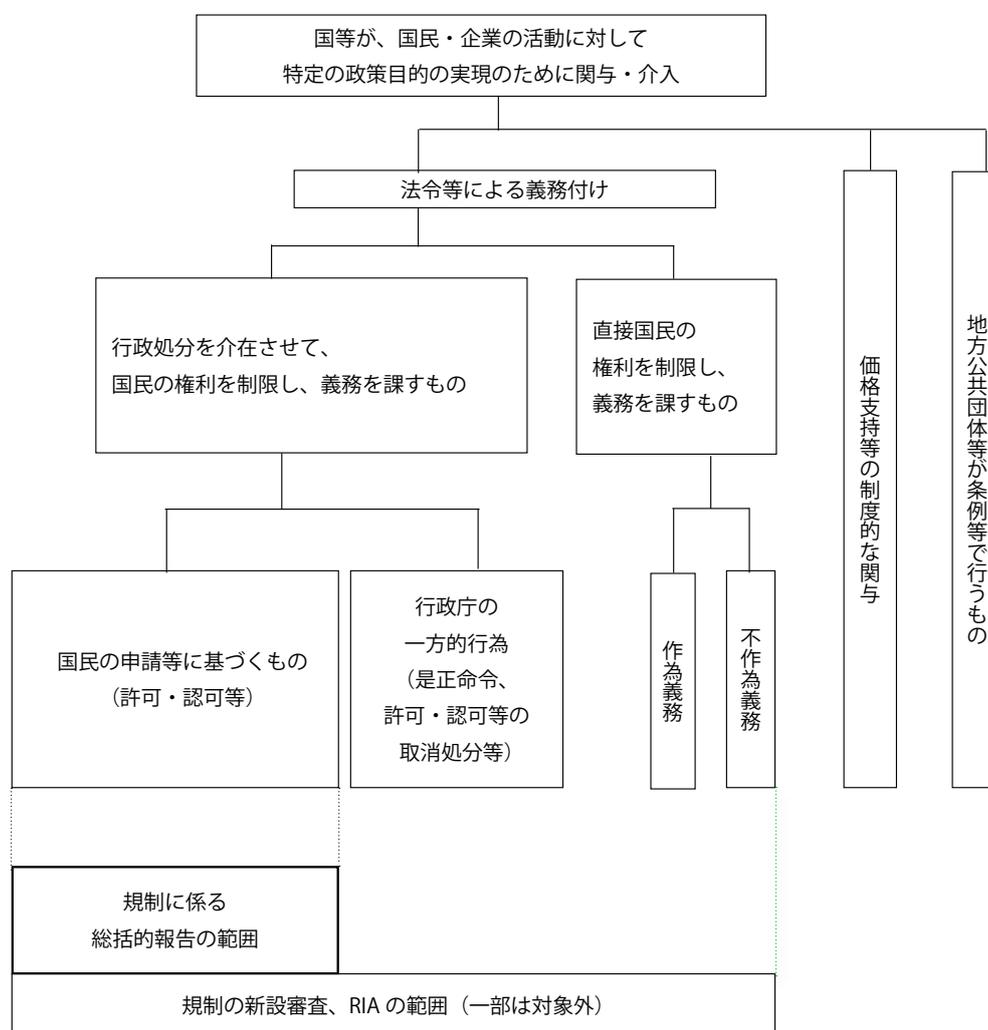
便益と費用の分析、代替案との比較等を通じて改革のメリットを客観的に示すために、「規制の事前評価」（以下、事前評価）を実施することが制度化されている。

これは、規制改革の取り組みによって求められたものの¹¹で、政策評価制度に組み込まれ2007年10月から義務化¹²された。これにより、新設・改廃の是非の判断はもとより、規制の質の向上のために、引いては国民への説明責任を果たすために、重要な役割を担う

こととなったのである。

その手続きとしては、まずは各府省が自ら事前評価を行い、その報告を受けて総務省が点検し、必要に応じて修正が施された後に公表されることとなっている。また、対象となる規制は、「国民の権利を制限し、又はこれに義務を課す作用」と定義づけられている¹³。統一的把握が対象としている許認可の定義とは異なるものの、規制・制度改革担当事務局（当時）が下図で示

図表6 公的規制の体系



（出所）内閣府規制・制度改革担当事務局『規制に係る総括的報告について』（2010年）より

11 例えば、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（2004年3月19日閣議決定）など
 12 「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」（改正2007年4月4日政令第157号）
 13 「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（2007年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）

しているように、事前評価の対象に包含される関係にあるものと理解できる（厳密には統一的把握の領域は明示されていないが、国民の申請に基づく行政処分を指していることから、「規制に係る総括的報告の範囲」とほぼ重なるものと解釈できる¹⁴）。（図表6）

（2）比較の視点

この包含関係に着目し、事前評価を受けた法律の改正が、統一的把握に的確に反映されているかどうか確認することとした。2013年3月に公表された統一的把握では、許認可等の新設・廃止状況が法律ごとに一覧として示されている（以下、法律一覧）¹⁵。そのうち、直近の2011年を対象として見ることにする。

2011年に新設・廃止された法律を根拠とする許認可等について、法律一覧で示されているのは26の法律¹⁶である。同じく2011年に事前評価が行われ、総務省の点検を受けたのは37の法律¹⁷である。当然のことながら、すべての法改正が統一的把握の対象となる用語の追加や削除を伴うものとは限らない。また、前述の通り事前評価の対象範囲の方が幅広いことや、用語の新設・廃止以外の改正事項は統一的把握の範疇ではないことから、両者の数は必ずしも一致するものではない。そこで、法律の改正事項で、統一的把握の対象となる用語が追加されたもので、法律一覧に示されていない法律はないか確認する。

また、総務省の点検結果表においては、規制の区分として「新設等」「緩和」「廃止」の3つに分類され示されている¹⁸。法律一覧で示されている用語の新設・廃止とどのように対応しているか、あわせて確認する。

（3）チェックの結果

事前評価を受けた37件の法改正と法律一覧に示さ

れている26件の法改正を照合したところ、許認可の新設を表す具体的な用語の追加が認められるにもかかわらず、法律一覧に何ら記載のないものがあつた。その具体例として、以下の3件を示す。

①森林法

農林水産省が提出した「森林法の一部を改正する法律案」は、3月1日に閣議決定され、衆議院の審議段階で法案が修正された後、4月15日に参議院で可決され成立した¹⁹。

一方、事前評価においては、「無届伐採者に対する造林命令の創設」という政策名で評価が実施²⁰され、総務省の点検を受けた後、5月30日に公表されている。この事前評価の段階においては、総務省の点検における「規制の区分」では「新設等」に分類されている。だが、認定が必要な森林施業計画を森林経営計画に変更することや、統一的把握の対象とはされていない正命令の追加などが法律改正の趣旨であり、新たな許認可の用語の新設・廃止を直ちに読み取ることはできない。

しかしながら、法案審議の過程で、自民党案を汲むかたちで「新たに森林の土地の所有者となった者は届け出なければならない」ことが第十条の七の二²¹に追加され、修正・成立している。これは、行政手続きを介して国民に新たな義務を課すものであり、統一的把握の対象になるべきものと考えられるが、法律一覧に記載はない。

②民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）

内閣府が提出した「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案」は、3月11日に閣議決定され、5月24日に衆

14 3-2-(1)で詳述。

15 前掲『許認可等の統一的把握の結果について』の「(参考1)許認可等の新設、廃止状況（法律関係）」

16 別表1に示す

17 別表2に示す

18 総務省が示している『点検結果表の見方』では、「[新設等]は規制の新設、追加、強化又は拡充を、[緩和]は規制の緩和を、[廃止]は規制の廃止を表す」としている

19 森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）

20 別表2のNo.24を参照

21 森林法（昭和26年法律第249号）抄

地域森林計画の対象となつている民有林について、新たに当該森林の土地の所有者となつた者は、農林水産省令で定める手続に従い、市町村の長にその旨を届け出なければならない。ただし、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第二十三条第一項の規定による届出をしたときは、この限りでない。

議院で可決され成立した²²。

一方、事前評価においては、「公共施設等運営権制度の創設等」という政策名で評価が実施²³され、総務省の点検を受けた後、5月30日に公表されている。この事前評価の段階では、総務省の点検における「規制の区分」では「新設等」に分類されている。その詳細を見ると、PFI事業にコンセッション方式を導入するための公共施設等運営権が法律によって位置づけられ、新たな条文中には運営権者に義務づけられる許可・届出事項等が含まれている²⁴。

しかしながら、法律一覧に記載はない。

③電気事業法

経済産業省が提出した「電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案」は、3月11日に閣議決定され、8月23日に参議院で可決され成立した²⁵。

一方、事前評価においては、「供給約款の変更のための新たな手続類型の創設等により、電気事業及びガス事業を取り巻く社会経済情勢の変化に的確に対応した制度の整備を図る政策」という政策名で3つに分けて評価が実施²⁶され、総務省の点検を受けた後、9月29日に公表されている。この事前評価の段階では、総務省の点検における「規制の区分」では「緩和」に分類されている。その詳細を見ると、「一定の条件の下での供給約款の変更を事前届出で行うことを可能とすること」は電気事業法およびガス事業法に共通する改正、「一定の要件の下で入札に応じて落札した供給条件の変更を事前届出で行うことを可能とすること」は電気事業法の改正、などとなっていることが読み取れる。

この法改正を受けて、法律一覧にはガス事業法で「新設」が2件と記載されている。認可事項の一部を緩和したことによって届出の根拠条項が新たに設けられたため、用語の増として把握対象となったものと思われる。しかしながら、電気事業法については何ら記載がない。ガス事業法に加えられた届出手続きとまったく同じ条文がガス事業法にも加えられ²⁷、かつガス事業法の改正にはない他の届出事項も加えられている²⁸にも関わらず、である。

3-2. 規制に係る総括的報告との比較

(1) 概要

規制に係る総括的報告とは、各府省が所管する規制の全体像を把握するため内閣府規制・制度改革担当事務局（当時）が取りまとめたもので、2010年7月20日に公表されている。2010年3月31日時点における許認可等（許認可等単位）および関係法律（法律単位）を対象として、規制の目的や効果およびコスト、制定時期等が府省ごとに一覧で示されている²⁹。

許認可等の定義は、統一的把握のそれとほぼ同様であり、「今回の報告の対象とした許認可等とは、国民（個人及び法人）の申請、出願等に基づき行政庁が行う処分及びこれに類似するもので、法律、政令、省令及び告示において、許可、認可、届出等の用語を使用しているものである。是正命令、許可・認可等の取消処分等、行政庁の一方的行為や、行政処分を介在させず直接国民の権利を制限し、義務を課すもの、地方公共団体等が条例等で行うもの等は含まれない」³⁰となっている。それ故、総括的報告における許認可等の総数は

22 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）

23 別表2のNo.1を参照

24 例えば、以下の条文が追加されている。

第十条の八 公共施設等運営権者は、公共施設等運営事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を公共施設等の管理者等に届け出なければならない。

第十条の十 利用料金は、実施方針に従い、公共施設等運営権者が定めるものとする。この場合において、公共施設等運営権者は、あらかじめ、当該利用料金を公共施設等の管理者等に届け出なければならない。

25 電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律（平成23年法律第109号）

26 別表2のNo.26、27を参照

27 例えば、電気事業法には以下の条文が追加されている。

第19条4 一般電気事業者は、前項の規定により料金その他の供給条件を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、変更後の供給約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

一方、ガス事業法には以下の条文が追加されている。

第17条4 一般ガス事業者は、前項の規定によりガスの料金その他の供給条件を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、変更後の供給約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

28 例えば、以下の条文が追加されている。

第8条3 特定電気事業者は、第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

29 http://www.cao.go.jp/sasshin/kisei-seido/publication/p_index.html（内閣府規制・制度改革担当事務局「規制に係る総括的報告について」（平成22年7月20日公表））

30 内閣府規制・制度改革担当事務局『「規制・制度改革に関する分科会の今後の活動について」の「(別紙) 規制に係る総括的報告について」』（2010年）

13,556件と、統一的把握と近似したものとなっている（厳密に一致しないのは、それぞれの報告を行った担当課の解釈のズレと思われるが、確たる理由は不明である）。このように、両者は趣旨および手法が極めて似通ったものとなっている。

（２）比較の視点

この相似関係に着目し、総括的報告において各府省に報告を求めた事項と、統一的把握において調査対象となった事項とを、公表されている資料を基に比較してみる。調査手法と結果は相似関係にある両者も、旧来からの取り組みである統一的把握と、規制改革の視点で新たに行われた総括的把握という性格の違いがある。これが、調査事項に違いを生み出してはいないか、その違いはどのような要請に基づくものなのか、特に注視する。

なお、統一的把握は継続的に取り組まれているものであり、補正を重ねてきたところから推移がわかるという利点があるが、総括的報告は1回限りのものであるから、その点はここでは取り上げない。また、統一的把握は各府省から詳細な情報を得ているものと推察³¹するが、あくまで3月29日に公表された範囲で比較するものとする。

（３）チェックの結果

許認可等の取りまとめについては、府省別、用語の分類別、根拠法令別にそれぞれ件数が示されているのは両者とも共通している。また、「強い・中間・弱い」で表される用語の分類方法や、根拠法令として法律・政令・省令・告示の4つを対象としていることも共通している。

それ以外のところでは、異なるところが見られる。以下に、特徴的な相違点について3点示す。

①法律単位の集計

根拠となる法律の状況について、統一的把握では集計が示されている。2013年の公表資料では、参考として前述の法律一覧とその「主な例」が付されているが、それも基本的には根拠法ごとに用語の新設・廃止数が示されているのみである。

一方、総括的報告では集計のみならず、法律ごとの個票がすべて公表されている。また、その内容も、規制の目的、規制のコストと便益、利害関係者の相関構造など、統一的把握が対象としていない規制の詳細にわたっている。例えば、規制の目的では、「外部不経済の回避」や「独占が生じることによる不利益の回避」など5項目に分類³²され、何を意図した政策体系となっているのかが一目で判別できるようになっている。また、費用と便益の性向から4つに分類³³することで、利害関係者の相関構造についても明らかとなっている。

中でも特徴的なのは規制のコストと便益である。この報告に当たっては、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」³⁴を参照することで、事前評価の結果からの転載を促しつつ、事前評価との整合性を担保しようとしている。ここに、事前評価と総括的把握の取り組みを一連のものとして位置づけようとする意図が読み取れる。

②時間的区分と見直し予定

総括的報告の許認可等単位においては、許認可が制定されてから、あるいは最後に改正されてからどれほどの時間を経ているのかを示す「時間的区分」欄が設けられている。また、法律単位においても「見直しの予定」欄が設けられ、それぞれ具体的内容が記載されている。

法律により規制が新設される場合、一定期間後に見直しを行う条項を盛り込むことが義務化されている³⁵。また、規制の見直し年度・見直し周期を公表するとと

31 総務省が各府省に報告を求めている「許認可等現況表」の様式では、事項名、根拠法令等状況、処分権者、許認可等の対象者等、許認可等の有効期間、用語区分などの項目が設けられている。

32 「規制に係る総括的報告Ⅱ（法律単位）」において、規制の目的として（1）自由な活動に任せては安全の確保・環境の保全などが十分に図られないという外部不経済の回避、（2）消費者側の情報の不完全性による不利益の回避、（3）規模の利益が存在する場合に、独占が生じることによる不利益の回避、（4）産業の健全な育成、（5）その他公益的機能の発揮、の5分類が示されている。

33 費用集中・便益集中、費用拡散・便益集中、費用集中・便益拡散、費用拡散・便益拡散、の4つに分類されている。

34 前掲

35 「規制改革推進のための3カ年計画」（2007年6月22日閣議決定）

もに、必要な見直しを行うことも義務化されている³⁶。これらの閣議決定に基づいて各府省は取り組みを進めることとなっており（以下、定期的見直し）、その運用はどのような状況となっているのかを実際に把握するために、この項目が設けられたものと推察される。

一方、統一的把握においては、定期的見直しの時期等について特に取り上げられてはいない。

③一覧表の提示

最も特徴的な相違点は、それぞれの公表の様式である。統一的把握は先述のように、各府省別、用語の分類別、根拠法令別の集計結果のみを取りまとめ、公表している。参考資料としての法律一覧もまた件数が示されているのみで、個々の許認可の具体的内容が確認できるものとはなっていない。

一方、総括的把握では、「許認可等」「関係法律」それぞれの報告事項について、各府省からの回答を一覧表のかたちですべて開示している。「各府省庁等の規制・制度の全体像についての十分な情報が開示されていることが、規制・制度改革を体系的に行っていくこと的前提条件である」³⁷とうたっているように、一覧で示すことによって客観的評価にさらし、規制改革を推進していこうとする意図がここから読み取れる。

4. 統一的把握の再構築

事前評価および総括的把握との比較から見えてくるのは、統一的把握の不十分さである。規制改革との連動性、把握の正確性、基礎資料としての十分性のいずれをとっても欠落しているところがある。そればかりか、同じ総務省の、同じ行政評価局で取り込まれている事前評価との整合性も欠いている。担当の行政評価局にとっても、また実際の作業を担っている各府省にとっても、これでは業務負担にまったく見合わぬ状態であると言わざるを得ない。

とはいうものの、第二臨調の打ち出した方針³⁸そのものは、今に至ってもなお有効であると考えられる。社会・

経済環境の変化に応じた規制とすることで自立性の向上や健全な競争を促進し、活力と競争力を高めていくことが、今日のわが国においても重要な課題であるからである。問題なのは、規制が一度新設されると、特定の利害関係によって一種のクローズド・サークル（閉じた世界）が形成されるところにある。

クローズド・サークルの内と外では、また内部でも規制当局と規制を受ける側の間には、規制に関する情報の格差が存在する。この情報の非対称性により、いわゆるエージェンシー・スラック³⁹が生じ、既得権の維持・拡大や行政の肥大化を招くことが危惧される。規制改革が求められるひとつの理由は、それを抑止するために不断のチェックと見直しを行うところにある。その使命を果たすには、規制に関する情報格差を埋めるとともに、あらゆる角度からの監視を可能とするため、規制の目的や手法、便益と費用の構造などの基礎的な情報が共有されることが重要である。

こうした文脈の中で、また規制改革の必要性がより高まっている今だからこそ、統一的把握の仕組みを再構築し、一連の規制改革の取り組みにおける位置づけを明確にすべきであると考えられる。そこで、以下に具体的な改革案を示す。

（１）目的の再定義

現状では、事前評価や定期的見直しなど、統一的把握が規制改革の取り組みに貢献しているところは、ほとんど見受けられない。何より、開始当初に期待された「許認可等の定期的見直し及び新設の抑制」のために機能しているとは、およそ言い難い。その原因はやはり、1985年当初の把握方法に依拠したままで、「年度毎に差分をとる」という手法を逸脱することなく、今日まで繰り返してきたところにあると思われる。定型化された作業そのものが自己目的化してしまっていると言われても否定することはできないだろう。

そこで、「許認可等の定期的見直し及び新設の抑制」に貢献し規制改革を推進するための方策のひとつであ

36 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（2006年7月7日閣議決定）

37 前掲「規制に係る総括的報告について」

38 前掲「行政改革に関する第五次答申（最終答申）」

39 「プリンシパル＝エージェンツ理論（Principal-Agent Theory）」において、エージェンツ（代理人）がプリンシパル（依頼人）の利益に反して、自身の利益を優先した行動をとること。

る、という目標を改めて確認し徹底させることが必要である。すなわち、規制に関する基礎的な情報を共有するためのデータベース機能を果たすのが統一的把握である、と明確に位置づけることである。同時に、それぞれが独立して機能してきた事前評価や定期的見直しなどを規制改革全体の流れで捉え直し⁴⁰、相互の連携をはかるための補完機能を果たすこともまた不可分である。「不要な規制が社会に流入しないようにこれを管理し、規制が既得権化するまえに見直しを図る」⁴¹ためには、こうして規制を「見える化」し、国民の監視の下に置くことが有益である。これは、国民が情報を共有することで、ともに考え、アイデアを出し、統治するという開かれた政府を推進する上でも重要な価値となる。

この位置づけは、総括的把握のそれとほとんど重なる。だが、総括的把握は民主党政権の初期において1度のみ行われたものであり、今後の実施も何ら担保されていない。総括的把握によって浮き彫りにされた規制の実態や、それを導いた手法には統一的把握を補って余りあるものがあり、それらを取り込んで基礎的なデータベース機能の充実をはかることが有益であると考え

(2) 正確な情報把握

規制の基礎的なデータベースの役割を担うには、正確な情報が反映されていることが大前提となる。ところが現状では、3-1で示したように、その把握に漏れがあるのではないかとという事例が散見されるなど、正確性に疑問が残る。その原因は、各府省からの報告に拠っているため、その適切さを確認し得ていないからではないかと推察される。加えて、指定の用語を用いないことで統一的把握の対象とならぬようにするなど、統一的把握を逃れる事例があるとも側聞する⁴²。

そこで、各府省からの報告を基底としつつも、必要に応じて照合するなど厳格にチェックし、さらに事前

評価や定期的見直しの担当事務局とも連携をとることで法令等の改正状況をつぶさに捉え、正確な把握に努めることが不可欠である。また、意図的な把握逃れに対しては、内閣法制局や行政管理局などとも緊密に連携しつつ、何らかのペナルティを科すことも含め厳正に対処することが必要である。その上で、政府の説明責任を全うするという観点から、各府省の報告および対応を行政評価局が評価し、統一的把握の結果と併せて公表することも重要であると考え

(3) 事前評価との連携と区分の統一

統一的把握と事前評価では、「新設」と「廃止」という言葉が共通して用いられている。統一的把握が指しているのは許認可等の「用語」の新設・廃止である一方、事前評価では規制の「政策単位」の新設・廃止を指しているという違いがある。事前評価の結果および法令等の改正状況を統一的把握に的確に反映しようとするとき、両者の間で同じ言葉を異なる捉え方で用いては混乱が生じることから、これを見直す必要がある。また、事前評価で用いられている「緩和」が、法令等の改正の結果、用語の用いられ方にどのように結びついた⁴³のか、対応関係を示す区分を設ける必要もある。

この場合事前評価の新設等・緩和・廃止という区分を維持するとして、統一的把握の区分を見直すことが現実的であると思われる。そこで、規制の新設に伴う用語の追加は「新規」、緩和に伴う用語の追加は「追加」、緩和に伴う用語の削除は「削除」、廃止に伴う用語の削除は「撤廃」などと、重複を避けつつ、互いの関係を示すものとするのが望まれる。これにより、統一的把握と事前評価の連携を密にし、統一的把握の捕捉力の強化が期待できるものと考え

(4) 定期的見直しとの連携と年限の把握

定期的見直しは、先述のように閣議決定によって各府省に義務づけられている。ところが、実際の見直し

40 内閣府規制・制度改革委員会の最終報告書『更なる規制・制度改革の推進に向けて』（2012年12月）のp7、資料7でも、このような考え方が示されている。

41 石橋章市朗「法案作成過程における規制の新設審査の分析」（『関西大学法学論集第56巻第2・3合併号』、2006年6月）

42 府省担当者への筆者ヒアリングより

43 『許認可の統一的把握の結果について』では、【参考】規制緩和等の改革と許認可等の件数との関係において、「規制対象範囲の縮小、規制基準の緩和、強い規制から弱い規制への緩和等の場合は、許認可等の根拠条項が残るため、許認可等の件数の減少には結び付かない場合、あるいは、逆に、許可であったものの一部について届出で足りることとした場合に、届出の根拠条項が新たに設けられる等により、件数が増加する場合もある」としている

結果については、各府省によって対応がまちまちであるばかりか、公表されている資料も極めて少なく、閣議決定通りに見直しが行われているかどうか甚だ疑わしい状況にある。統一的把握においても、非公表の情報として「許認可の有効期間」が把握されてはいるものの、定期的見直しの状況については何ら対象とはされていない。

そこで、各府省による定期的見直しの対応状況を集約し、各府省の取り組みを整理するために統一的把握を活用すべきである。例えば、法令ごとに見直しの有無を明らかにすると同時に、法令の制定時期および最後に見直された時期、さらに次の見直し時期などを把握事項に加えることが視野に入る。これにより各府省の定期的見直しの取り組みを促すと同時に、その改革姿勢を客観的に評価できるようにしていくことが重要であると考えられる。

(5) 個票の作成と全面公表

統一的把握の限界は、公表されているのが統計的数値とその推移にとどまり、個々の許認可の詳細は（どれだけ充実した内容となっているかはさておき）内部資料として非公表となっていることである。例えどれだけ優れた把握が行われたとしても、個々の規制の状況が明らかにされず外部の客観的な評価にさらされないようでは、あるいは政策的な議論や論考に結びつかないようでは、その意義はないに等しい。各府省の規制について十分な情報がないままに、規制改革を推進していくこともまた困難なことである。

そこで、統一的把握を基礎的データベースとして再構築するという目的のもと、許認可等の用語を単位とする取りまとめに加えて、法律を単位とする取りまとめも同時に行い、それぞれの個票を把握結果として全面公表すべきである。その手法は総括的把握がよい参考となる。また、法律単位の取りまとめにおいては、規制の目的や、規制の費用と便益などを明確にさせることもまた不可欠である。これは、事前評価の内容を的

確に反映するとともに、規制に関する最新の情報を網羅的に提供することにもつながる。このようにして、統一的把握の結果について、統計的な把握結果に加えて、すべての個別情報をつまびらかにすることにより、規制に関する基礎的なデータベースとして確立することが重要であると考えられる。

5. おわりに

規制の全体像とその詳細について十分な情報が開示されていないければ、個々の規制のあり方を適時適切にコントロールしていくことは困難である。現実を振り返ってみても、規制改革の必要性が強調される一方で、具体を問われると茫洋とした抽象論に終始するという状況を抜け出せてはいない。また、法令の運用上の取り扱いや解釈についても、その詳細を知るのは行政担当者と利害関係者にほぼ限られている。こうした現状を打破するためには、やはり統一的把握を再生し活用することが必要不可欠である。

これは、ともすれば場当たりの調査を繰り返し、同種の作業を何度も要請されるといった不毛な作業からの解放にもつながる。より確度の高い情報を集約し全面開示することによって、国民の参画を促し、規制改革の取り組みを前進させることにもつながる。と同時に、類似業務の取捨選択と関連業務の連携強化によって効率化を図り、生産性の高い政府を構築する一助ともなる。旧来の手法のままに留めおくのではなく、今こそ抜本的な見直しを断行することが望まれる。

別表1 「許認可等の新設、廃止状況」に示された法律（2011年）

	根拠法	所管府省名	改正法
1	港湾法	国土交通省	港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律 平成23年3月31日法律第9号
2	家畜伝染病予防法	農林水産省	家畜伝染病予防法の一部を改正する法律 平成23年4月4日法律第16号
3	高齢者の居住の安定確保に関する法律	国土交通省	高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律 平成23年4月28日法律第32号
4	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律	厚生労働省	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律 平成23年5月20日法律第47号
5	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法	警察庁、財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律 平成23年5月25日法律第48号
6	航空法	国土交通省	航空法の一部を改正する法律 平成23年5月25日法律第50号
7	関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律	国土交通省	関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律 平成23年5月25日法律第54号
8	関西国際空港株式会社法	国土交通省	
9	東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律	外務省	東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律 平成23年6月8日法律第64号
10	特定非営利活動促進法	内閣府	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律 平成23年6月22日法律第70号
11	福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律	厚生労働省	介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 平成23年6月22日法律第72号
12	老人福祉法	厚生労働省	
13	金融機能の強化のための特別措置に関する法律	金融庁 厚生労働省 農林水産省	東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律 平成23年6月29日法律第80号
14	租税特別措置法	財務省	現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律 平成23年6月30日法律第82号
15	鉱業法	経済産業省	鉱業法の一部を改正する等の法律 平成23年7月22日法律第84号
16	石油及び可燃性天然ガス資源開発法	経済産業省	
17	石油の備蓄の確保等に関する法律	経済産業省	
18	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律	金融庁 農林水産省	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律 平成23年8月3日法律第89号
19	社会福祉法	厚生労働省	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 平成23年8月30日法律第105号
20	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	経済産業省	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 平成23年8月30日法律第108号
21	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法	経済産業省	
22	ガス事業法	経済産業省	電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律 平成23年8月30日法律第109号
23	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射線物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	環境省	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射線物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 平成23年8月30日法律第110号
24	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法	金融庁	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法 平成23年11月28日法律第113号
25	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法	財務省	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法 平成23年12月2日法律第117号
26	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律	財務省	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律 平成23年12月14日法律第119号

(出所) 『許認可等の統一的把握の結果について』(2013)より筆者作成

別表2 「規制の事前評価」の点検を受けた法律（2011年）

	根拠法	所管府省名	政策の名称	規制の区分
1	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律	内閣府	公共施設等運営権制度の創設等	新設等
2	犯罪による収益の移転防止に関する法律	警察庁	犯罪による収益の移転防止に関する法律の規制対象となる事業者の追加	新設等
			規制対象の事業者が一定の取引に際し顧客等について確認しなければならない事項の追加	新設等
3	金融商品取引法		ライツ・オフリング（新株予約権無償割当てによる増資）の利用の円滑化を図るための開示制度等の整備	新設等、緩和
			プロ等に限定した投資運用業の規制緩和	緩和
			英文開示の範囲拡大	緩和
			投資助言・代理業の登録拒否事由への人的構成要件の追加	新設等
4	特定融資枠契約に関する法律		コミットメントライン（特定融資枠契約）の借主の範囲拡大	緩和
5 ～ 13	銀行法、保険業法、農業協同組合法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、信用金庫法、長期信用銀行法、労働金庫法、農林中央金庫法	金融庁	銀行・保険会社等金融機関本体によるファイナンス・リースの活用解禁	緩和
14 15	資産の流動化に関する法律、投資信託及び投資法人に関する法律		不動産投資活性化等のための資産流動化スキームに係る規制の弾力化	新設等、緩和、廃止
16	公認会計士法		企業財務書類等の質の向上を図るための公認会計士制度の見直し（試験制度の見直し）	新設等、緩和
			企業財務書類等の質の向上を図るための公認会計士制度の見直し（公認会計士資格制度の見直し）	新設等
		企業の財務書類等の質の向上を図るための公認会計士制度の見直し（企業財務会計士の創設等）	新設等	
(再)	保険業法		保険会社の同一グループ内における業務の代理・事務の代行の届出制への移行	緩和
17	預金保険法		破綻時に預金の払戻しを迅速に行うための所要の規定整備	新設等
18	電波法	総務省	特定基地局の開設計画の認定に関する規定の整備	新設等
19	電気通信事業法		パーソナル無線の免許の有効期間の特例の廃止	廃止
			電気通信事業者間の公正な競争の促進のための制度整備（①業務委託先子会社に対する監督規制）	新設等
			電気通信事業者間の公正な競争の促進のための制度整備（②第一種指定電気通信設備との接続における同等性の確保のための体制整備）	新設等
20	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律	厚生労働省	「認定職業訓練の認定制度の創設等」について	新設等
21	老人福祉法		「有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護」について	新設等
22	国民年金法		「第3号被保険者の不整合記録に係る再発防止策」について	新設等
23	労働安全衛生法		「職場における受動喫煙防止対策の強化」について	新設等
			「型式検定及び譲渡の制限の対象となる器具の追加」について	新設等
			「精神的健康の状況を把握するための検査等」について	新設等
24	森林法	農林水産省	無届伐採者に対する造林命令の創設	新設等
25	家畜伝染病予防法		家畜の伝染性疾病に対する防疫対応の強化を図るため、家畜の所有者等が講ずべき消毒等の防疫措置に関する規定の新設・拡充	新設等

26 27	電気事業法、ガス事業法	経済産業省	供給約款の変更のための新たな手続類型の創設等により、電気事業及びガス事業を取り巻く社会経済情勢の変化に的確に対応した制度の整備を図る政策（(1) 供給約款の変更のための新たな手続類型の創設）	緩和
			供給約款の変更のための新たな手続類型の創設等により、電気事業及びガス事業を取り巻く社会経済情勢の変化に的確に対応した制度の整備を図る政策（(2) 入札に応じて落札した卸供給の供給条件の変更のための新たな手続の創設）	緩和
			供給約款の変更のための新たな手続類型の創設等により、電気事業及びガス事業を取り巻く社会経済情勢の変化に的確に対応した制度の整備を図る政策（(3) 特定電気事業者の供給地点の軽微な変更についての手続の合理化）	緩和
28	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法		我が国のエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保を図るため、再生可能エネルギーの導入拡大を規制的手法の導入により推進する政策	新設等
29	鉱業法		鉱業法による鉱業権の許可及び鉱物の探査に係る規制（(1) 鉱業権の設定等に係る許可基準の追加）	新設等
			鉱業法による鉱業権の許可及び鉱物の探査に係る規制（(2) 鉱業権の設定許可等に係る新たな手続制度の創設）	新設等
			鉱業法による鉱業権の許可及び鉱物の探査に係る規制（(3) 鉱物の探査に係る許可制度の創設）	新設等
30 31	港湾法、特定外貿埠頭の管理運営に関する法律		港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律案（(1) 一定割合以上の議決権の取得又は保有の禁止）	新設等
			港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律案（(2) 一定割合を超える議決権の保有者となった場合の届出）	新設等
32	都市再生特別措置法		都市再生特別措置法の一部を改正する法律案	緩和
33	高齢者の居住の安定確保に関する法律		高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律案	新設等
34	航空法		航空法の一部を改正する法律案（(1) 准定期運送用操縦士の資格の創設）	緩和
			航空法の一部を改正する法律案（(2) 操縦者に対する特定操縦技能の審査制度の創設）	新設等
			航空法の一部を改正する法律案（(3) 航空身体検査証明の有効期間の適正化）	新設等、緩和
35	東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律		東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案	新設等
36	津波防災地域づくりに関する法律		津波防災地域づくりに関する法律案（(1) 土地区画整理事業に関する特例関係）	新設等
			津波防災地域づくりに関する法律案（(2) 津波からの避難に資する建築物の容積率の特例関係）	緩和
			津波防災地域づくりに関する法律案（(3) 一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画関係）	新設等
			津波防災地域づくりに関する法律案（(4) 津波防護施設等関係）	新設等
			津波防災地域づくりに関する法律案（(5) 津波災害警戒区域関係）	新設等
			津波防災地域づくりに関する法律案（(6) 津波災害特別警戒区域関係）	新設等
37	水質汚濁防止法	環境省	有害物質使用特定施設等の届出規定の創設	新設等
			有害物質使用特定施設等に係る構造等の基準遵守義務の創設	新設等
			有害物質使用特定施設等に係る改善命令等の創設	新設等
			有害物質使用特定施設等に係る定期点検義務の創設	新設等

(出所) 総務省「平成23年 規制の事前評価の点検結果」より筆者作成

【著者プロフィール】

熊谷 哲 (くまがい・さとる)

政策シンクタンク PHP 総研 政治経済研究センター
主席研究員

1969年、岩手県大船渡市生まれ。96年、慶應義塾大学総合政策学部卒業。草野厚教授のもとで政策過程分析やアメリカ議会と日米関係について研究する。

1999年、京都府議会議員に当選。以後3期11年半の在職中に、

文教委員長、地方分権推進特別委員長、環境・防災対策特別委員長、等を歴任。

2010年、内閣府行政刷新会議事務局次長に就任。事業仕分けコーディネーター、独立行政法人改革、公益法人改革、公共サービス改革、職員の声、等を担当。また、12年からは規制・制度改革担当事務局長を兼務し、規制・制度改革のあり方の抜本見直しに取り組む。この間、東日本大震災の直後から、被災地出身ということもあり2か月間現地赴任する。

2013年、PHP研究所入社。

■バックナンバー

Date/No.	分野	タイトル・著者
2013.9.02(Vol.7-No.63)	地域政策	「道州制基本法」はいかにあるべきか —自民党骨子案を読み解く— 主席研究員 荒田英知
2013.7.31(Vol.7-No.62)	地域政策	首長の経営方針に基づいた地域経営の確立に向けてく2> —マニフェストと総合計画をいかに調整するか— コンサルタント 茂原 純
2013.7.23(Vol.7-No.61)	外交・安全保障	パブリック・ディプロマシーへの関心を強めるインドネシア 国際交流基金東南アジア総局長/ジャカルタ日本文化センター所長 小川 忠
2013.6.12(Vol.7-No.60)	地域政策	首長の経営方針に基づいた地域経営の確立に向けてく1> —マニフェストと総合計画の連動モデルとは— コンサルタント 茂原 純
2013.5.23(Vol.7-No.59)	地域政策	デフレ脱却への経済・金融政策と地域経済・地方財政の展望 神奈川大学指定管理者モニタリング・評価研究所客員教授/ファイナンシャルプランナー 伊藤敏孝
2013.3.27(Vol.7-No.58)	経済	アベノミクスによる政治的景気循環の行方 —憲法改正を視野に入れた財政再建戦略を描け— 主任研究員 宮下量久
2013.2.13(Vol.7-No.57)	外交・安全保障	日本の外交と科学技術の創造的なサイクル形成を 主席研究員 金子将史
2013.1.30(Vol.7-No.56)	地域政策	首都圏における高齢者急増に対する施設とサービスの絶対的不足 コンサルティング・フェロー/㈱ファイナコラボレポート研究所代表取締役 望月伸一
2013.1.30(Vol.7-No.55)	地域政策	公共施設マネジメントにおける合意形成の進め方 ～総論賛成、各論反対を突破するために～ 主任研究員 佐々木陽一
2012.11.22(Vol.6-No.54)	地域政策	【緊急提言】東京都知事選を政策本位で考えるための8つの視点 主席研究員 荒田英知
2012.11.13(Vol.6-No.53)	教育	教育委員会廃止を提案する —政治的中位性をいかに確保するか— 主席研究員 亀田 徹
2012.10.24(Vol.6-No.52)	外交・安全保障	【緊急提言】新段階の日中関係に適合した多面的なパブリック・ディプロマシーの展開を 主席研究員 金子将史
2012.07.11(Vol.6-No.51)	外交・安全保障	日本の外交・安全保障政策の知的基盤をいかに強化するか —政策シンクタンクのあり方を中心に— 主席研究員 金子将史
2012.06.19(Vol.6-No.50)	地域政策	スマート化する都市と第4世代（4G）地方自治の展開 神奈川大学指定管理者モニタリング・評価研究所客員教授/ファイナンシャルプランナー 伊藤敏孝
2012.04.06(Vol.6-No.49)	外交・安全保障	第一次大戦から100年中国の台頭と日・ベルギー関係の展望 在ベルギー日本国大使館公使 片山和之
2012.02.02(Vol.6-No.48)	外交・安全保障	中国における国益論争と核心的利益 主任研究員 前田宏子
2011.10.17(Vol.5-No.47)	教育	学校の災害対応マニュアルにPDCAサイクルを導入せよ ～文科省「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議 中間とりまとめ」に追加すべきポイント～ 主席研究員 亀田 徹
2011.9.30(Vol.5-No.46)	外交・安全保障	日米同盟は深化しているか —日米安保共同宣言以降の変化から— 主席研究員 金子将史
2011.7.12(Vol.5-No.45)	経済	東日本大震災後の電力政策に関する4つの視点 研究員 宮下量久
2011.6.17(Vol.5-No.44)	地域政策	東日本大震災100日の課題について ～復興を軌道に乗せるための3つの取り組み～ 主席研究員 荒田英知
2011.5.27(Vol.5-No.43)	教育	『教育委員会による点検評価』をチェックする ～形式主義を打破するための制度は機能しているか～ 主席研究員 亀田 徹
2011.5.17(Vol.5-No.42)	地域政策	「東日本大震災からの復興に向けた第二次提言」について ～被災市町村は「復興ビジョン」の早期策定を～ 主席研究員 荒田英知
2011.5.6(Vol.5-No.41)	外交・安全保障	リビア情勢と中国 —中国の海外利益増大に伴う新たな課題— 主任研究員 前田宏子
2011.4.15(Vol.5-No.40)	地域政策	「東日本大震災からの復興に向けた第一次提言」について 主席研究員 荒田英知
2011.4.6(Vol.5-No.39)	地域政策	新東京都知事が取り組むべき3つの課題 研究員 宮下量久
2011.3.7(Vol.5-No.38)	地域政策	地域主権時代の基礎自治体のあり方について ～大都市の部分最適から国全体の最適へ～ 主席研究員 荒田英知

2010.12.10(Vol.4-No.37)	福祉・教育	児童虐待事例の検証結果を再発防止に生かすには	主席研究員	亀田 徹
2010.10.8(Vol.4-No.36)	地域政策	高速道路の料金体系はいかにあるべきか ～無料化・上限制よりも地域に応じた弾力的な料金設定を～	特任研究員	松野由希
2010.9.10(Vol.4-No.35)	外交・安全保障	的確な指針示した「新安保懇報告書」 ～民主党政権は提言を活かしうるか～	主任研究員	金子将史
2010.8.23(Vol.4-No.34)	地域政策	ポストサブプライム時代の地方財政ガバナンス体制 横浜市地球温暖化対策事業本部課長補佐/ファイナンシャルプランナー		伊藤敏孝
2010.7.30(Vol.4-No.33)	地域政策	国の出先機関と特別会計の道州移管に関する試論 ～国家公務員12万人が削減可能に～	特任研究員	松野由希
2010.7.7(Vol.4-No.32)	教育	PT方式による学校運営改善の進め方 ～学校評価を活用する「学校運営改善モデル」の新たな展開～	主任研究員	亀田 徹
2010.6.21(Vol.4-No.31)	地域政策	沖縄の都市戦略からみた普天間問題 ～県内移設は沖縄の利益に適合～	主席研究員	荒田英知
2010.5.26(Vol.4-No.30)	地域政策	公共施設経営の現状と今後 コンサルティング・フェロー/㈱ファイコラボレート研究所代表取締役		望月伸一
2010.5.19(Vol.4-No.29)	地域政策	地域主権型道州制における新たな税財政制度	研究員	金坂成通
2010.5.10(Vol.4-No.28)	地域政策	政令市「相模原」を地域主権社会の試金石とせよ	研究員	宮下量久
2010.4.21(Vol.4-No.27)	外交・安全保障	米国の新しい核戦略と「核の傘」	主任研究員	金子将史
2010.4.16(Vol.4-No.26)	外交・安全保障	民主党流の防衛大綱は可能か	主任研究員	金子将史
2010.4.8(Vol.4-No.25)	地域政策・教育	子どもの未来を拓く地域からの挑戦 前・恵庭市長/「子育てと教育を考える首長の会」事務局長		中島興世
2010.2.23(Vol.4-No.24)	地域政策	指定管理者制度から公共施設のあり方を見直す コンサルティング・フェロー/横浜市立大学教授・エクステンションセンター長		南 学
2010.2.18(Vol.4-No.23)	外交・安全保障	「米国防見直し：QDR 2010」を読む	主任研究員	金子将史
2010.2.3(Vol.4-No.22)	地域政策	ハコモノ改革を自治体経営自立化への突破口とせよ コンサルティング・フェロー/前・志木市長		穂坂邦夫
2010.1.19(Vol.4-No.21)	教育	義務教育費国庫負担金の加配定数を税源移譲せよ ～教職員定数制度の見直しに向けた提言～	主任研究員	亀田 徹
2010.1.12(Vol.4-No.20)	地域政策	松下幸之助と観光立国 コンサルティング・フェロー/東洋大学准教授		島川 崇
2009.12.10(Vol.3-No.19)	地域政策	民主党政権は、こうして地域のポテンシャルを高めよ！ コンサルティング・フェロー/中部大学教授		細川昌彦
2009.11.5(Vol.3-No.18)	外交・安全保障	「東アジア共同体」に対する中国の姿勢	主任研究員	前田宏子
2009.11.5(Vol.3-No.17)	政治	鳩山政権に期待する「新しい政治」のあり方を論ず	常務取締役	永久寿夫
2009.9.1(Vol.3-No.16)	外交・安全保障	国家ブランディングと日本の課題	主任研究員	金子将史
2009.7.6(Vol.3-No.15)	地域政策	富士山静岡空港の挑戦 ～空港の画竜点睛は新幹線新駅にあり～	研究員	宮下量久
2009.4.23(Vol.3-No.14)	教育	フリースクールへの公的財政支援の可能性 ～憲法第89条の改正試案～	主任研究員	亀田 徹
2009.2.3(Vol.3-No.13)	外交・安全保障	中国の対外援助	研究員	前田宏子
2009.1.9(Vol.3-No.12)	外交・安全保障	2025年の世界とパブリック・ディプロマシー	主任研究員	金子将史
2008.12.10(Vol.2-No.11)	外交・安全保障	防衛大綱をどう見直すか	主任研究員	金子将史
2008.10.8(Vol.2-No.10)	地域政策	公共施設の有効活用による自治体経営改革 ～廃止をタブー視するな～	主任研究員	佐々木陽一

2008.7.22(Vol.2-No.9)	地域政策	国土形成計画を道州制の練習問題とせよ！	主席研究員 荒田英知
2008.5.9(Vol.2-No.8)	教育	多様な選択肢を認める「教育義務制度」への転換 就学義務の見直しに関する具体的提案	主任研究員 亀田 徹
2008.3.31(Vol.2-No.7)	地域政策	自治体現場業務から展望する道州制 窓口業務改善と指定管理者制度の波及効果	客員研究員 南 学
2008.2.29(Vol.2-No.6)	外交・安全保障	官邸のインテリジェンス機能は強化されるか 鍵となる官邸首脳のコミットメント	主任研究員 金子将史
2008.1.24(Vol.2-No.5)	外交・安全保障	中国の対日政策 －PHP「日本の対中総合戦略」政策提言への中国メディアの反応－	研究員 前田宏子
2007.12.13(Vol.1-No.4)	地域政策	地方分権改革推進委員会『中間的な取りまとめ』を読む	主任研究員 佐々木陽一
2007.11.28(Vol.1-No.3)	地域政策	政府の地域活性化策を問う ～真の処方箋は道州制導入にあり～	主席研究員 荒田英知
2007.10.24(Vol.1-No.2)	外交・安全保障	日本のインテリジェンス体制 「改革の本丸」へと導くPHP総合研究所の政策提言	主任研究員 金子将史
2007.9.14(Vol.1-No.1)	地域政策	「地域主権型道州制」は日本全国を活性化させる	代表取締役社長 江口克彦

『PHP Policy Review』

Web 誌『PHP Policy Review』は、PHP 総研の研究者や各界の研究者の方々の研究成果を、ホームページ上で発表する媒体です。各号ごとに完結した政策研究論文のかたちで公開しています (<http://research.php.co.jp/policyreview/>)。

21 世紀に入り、中国をはじめとする新興国の台頭により、これまでの国際政治の地図が大きく塗り替えられようとしています。グローバル化の進展は、世界の多くの人々を豊かにすると同時に、グローバルに波及する金融経済危機の頻発を招くなど、新たな問題を惹起してもあります。国内に目を転じれば、少子高齢化社会の進行、公的債務の増加、地域の衰退、教育の荒廃など、将来に向けて解決すべき課題が山積しています。

これらの問題の多くは、従来の発想だけでは解決できないものです。官民の枠を超え、様々な智慧が求められています。『PHP Policy Review』では、「いま重要な課題は何か」「問題解決のためには何をすべきか」を問いながら、政策評価、政策分析、政策提言などを随時発表してまいります。

『PHP Policy Review』 (Vol. 7-No. 64)

2013 年 9 月発行

発行責任者 永久寿夫

制作・編集 政策シンクタンク PHP総研
株式会社 PHP研究所

〒102-8331 東京都千代田区一番町 21 番地

Tel : 03-3239-6222 Fax : 03-3239-6273

E-mail : think2@php.co.jp

政策シンクタンク PHP総研とは

「政策シンクタンク PHP総研」は、松下幸之助が設立したPHP研究所のシンクタンクです。民間独立という自由な立場から、政治・行政、財政・経済、外交・安全保障、地域経営、教育など幅広い分野にわたり、研究・提言を行っています。専属研究員による調査研究、外部専門家とのコラボレーションによる研究プロジェクトが、実践的な政策アイデアを創造するためのエンジンとなっています。

これまで「グローバル・リスク分析」、「『先進的安定化勢力・日本』のグランド・ストラテジー」、「地域主権型道州制」、「日本の対中総合戦略」、「自治体公共施設の有効活用」、「学校運営改善モデル」、「マニフェスト白書」など、多くの研究・提言を発表してきました。

PHPとは、“Peace and Happiness through Prosperity”という英語の頭文字をとったもので、“繁栄によって平和と幸福を”という意味のことばです。これは、物心ともに豊かな真の繁栄を実現していくことによって、人々の上に真の平和と幸福をもたらそうという創設者松下幸之助の願いを表したものです。

メールマガジン登録のご案内

PHP総研の最新情報をお届けします。

- ・ 政策研究、提言
- ・ 論文
- ・ イベント情報

メールマガジンの配信をご希望の方は

<http://research.php.co.jp/newsletter/>

へアクセス後、ご登録下さい。